

診療情報開示のご案内

患者さんが疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手と患者さん相互の信頼関係を築くため、患者さんからの求めに応じて診療情報の開示を行っております。

・開示請求ができる方

- ・患者さん本人
- ・法定代理人
- ・患者さんから代理権を与えられた親族
- ・遺族

・申請受付

- ・窓 口 … 1階 総合受付
- ・受付時間 … 月曜日～金曜日 9：00～17：00（休診日を除く）
（第1・3・5土曜日は9：00～13：00）

・請求に必要なもの

- ・自らを証明する書類（運転免許証・健康保険証・戸籍謄本、等）
- ・印鑑

・開示の手続き

- ・診療情報等開示申請書（当院様式）に必要事項を記入し病院へ提出
- ・申請書を受け取った日から14日以内に診療情報開示の可否について申請者へ通知

・開示できない場合

- ・患者さん本人の心情を著しく損なうことが懸念される場合
- ・患者さんが合理的な判断ができない状態にある場合
- ・第三者の利益を害するおそれがある場合
- ・診療情報の開示を不相当とする相当な理由がある場合

・開示に係る費用（税込）

- ・診療録コピー代 … 1枚につき 20円
- ・画像 CD-R … 1枚につき 1,100円
- ・要約書 … 1枚につき 2,200円
- ・閲覧のみ … 無料

・開示についてのお問い合わせ

- ・1階 総合受付 、 医事課